

自治令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約の結果の公表について

No.	区分	案件名称(品名)	数量	契約日	契約の相手方 (所在地)	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (所在地/問合せ先)
1	当初	FAQシステム(ナレッジセンサー)運用・保守サービス業務	1式	R4.4.1	株アスコエパートナーズ (東京都港区虎ノ門5丁目12-13 ザイマックスビル神戸谷町ビル2F)	2,185,920	地方自治法施行令第167条の2第1項第4号に該当	市長室広報戦略部 (神戸市中央区加納町6-5-1/TEL:078-322-5015)
2	当初	神戸市ホームページウェブアクセシビリティ対応業務	1式	R4.9.1	特定非営利法人アイ・コラボレーション神戸 (神戸市中央区港島南町1-5-2 神戸キメックセンタービル2階E室)	3,159,893	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当	市長室広報戦略部 (神戸市中央区加納町6-5-1/TEL:078-322-5015)
3	当初	「広報紙KOBE」「区民広報紙」の配布に関する委託契約	1式	R4.4.1	公益財団法人神戸いきいき勤労財団 (神戸市中央区江戸町104)	各回ごとに以下の金額を支払う (1)配布1部につき6円50銭, 配布困難地域については配布1部につき11円 但し, 広報紙の頁数が24頁以上になる場合は, 配布1部につき9円, 配布困難地域については配布1部につき13円50銭 (2)未配布世帯調査業務等については50,000円 (3)北区地域情報紙を広報紙とともに北区内各世帯へ配布したとき, 配布1部につき1円を支払う (4)事務費として前各号にかかる7%の金額 (5)消費税及び地方消費税相当額として前各号にかかる10%の金額	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当	市長室広報戦略部 (神戸市中央区加納町6-5-1/TEL:078-322-5013)
4	変更	「広報紙KOBE」「区民広報紙」の配布に関する委託契約の一部変更	1式	R4.9.12	公益財団法人神戸いきいき勤労財団 (神戸市中央区江戸町104)	各回ごとに以下の金額を支払う (1)配布1部につき6円50銭, 配布困難地域については配布1部につき11円 但し, 広報紙の頁数が20頁以上になる場合は, 7円75銭, 配布困難地域については配布1部につき12円25銭。広報紙の頁数が24頁以上になる場合は, 配布1部につき9円, 配布困難地域については配布1部につき13円50銭 (2)未配布世帯調査業務等については50,000円 (3)北区地域情報紙を広報紙とともに北区内各世帯へ配布したとき, 配布1部につき1円を支払う (4)事務費として前各号にかかる7%の金額 (5)消費税及び地方消費税相当額として前各号にかかる10%の金額	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当	市長室広報戦略部 (神戸市中央区加納町6-5-1/TEL:078-322-5013)
5	当初	市民相談業務の委託	1式	R4.4.1	公益財団法人神戸いきいき勤労財団 (神戸市中央区江戸町104)	8,129,129	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当	市長室 市民情報サービス課 (神戸市中央区加納町6-5-1/TEL:078-322-5175)